

一般事業主行動計画（次世代法・女性活躍推進法）

男女ともにすべての職員がその能力を十分に発揮し、仕事と子育ての両立を図ることができる働きやすい職場環境を整えるため、次のように一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和9年3月31日（4年間）

2. 目標と実施時期・取組内容

《次世代育成支援対策の目標・取組》

目標1：育児休業諸制度の推進を図る

（実施時期・取組内容）

令和5年4月～

- ・改正育児・介護休業法に基づき、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備を行う。
- ・男性教職員の育児休業及び休暇取得促進を図る。

目標2：仕事と子育ての両立を図ることができる職場環境を整える

（実施時期・取組内容）

令和5年4月～

- ・「年次有給休暇取得計画表」や「年次有給休暇取得管理簿」による有給休暇取得状況の管理を引き続き行う。
- ・リフレッシュ休暇やバースデー休暇等の更なる奨励策を検討する。
- ・毎週水曜日の「ノー残業デー」の実施を促すとともに、就業時間に対する意識啓発に努める。

《女性活躍推進の目標・取組》

目標3：管理職に占める女性管理職の割合を35%以上にする

（実施時期・取組内容）

令和5年4月～

- ・研修の実施など教職員のキャリア支援を促進する。
- ・男女ともにその能力を十分に発揮できるような積極的な人事配置を行う。
- ・パート職員も含めた非正規職員の正規職員への登用機会を確保する。

◆女性の活躍に関する情報の公表について◆

管理職に占める女性労働者の割合（令和5年1月1日現在） 32.1%